

令和2年 第8回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年8月5日（水）

午後4時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第8回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後4時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 内山仁	委員 廣川実
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 小杉直子
5 会議の議案	<p>議案 第1号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて 第2号 選挙人名簿から抹消することについて 第3号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p>	
6 閉会時刻	午後4時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第8回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。 全国市区選挙管理委員会連合会より永年功労者として江口修委員、内山仁委員が表彰されましたので、この場で表彰状及び記念品の伝達を行います。 お二方は前の方へお願いします。 (江口修委員、内山仁委員、前に移動) (表彰状朗読、表彰状・記念品伝達、拍手) 以上で表彰状及び記念品の伝達を終わります。</p> <p>議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、内山委員を指名します。</p> <p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」と議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連する議題となりますので一括して審議を行います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をする者を、次のとおり定める。 令和2年8月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第3号の規定により、選挙人名簿から抹消する者を、次のとおり定める。 令和2年8月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の4第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転は、最終住所地の選挙人名簿に登録されている者で、国外に住所を有するものについて行うとされております。 つきましては、議案第1号のとおり1名の方を移転するものです。 なお、同時に、同法第28条第3号の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をするときは、直ちに選挙人名簿から抹消しなけ</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ればならないとされておりますので、議案第2号のとおり1名の方を抹消するものです。</p> <p>これより、申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号及び議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」及び議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。</p> <p>令和2年8月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、議案の7名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。</p> <p>なお、令和2年第7回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第1号で可決した1名を加え、この抹消する者7名を除いた登録者数は、男87名、女84名、計171名となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	《事務局から》 ・ 明るい選挙啓発ポスター・標語審査の実施について 9月18日（金）午後2時～ ・ 新型コロナウイルス感染拡大の中、今後執行予定の投開票事務について ・ 令和2年度公職選挙法等改正の新規要望について ・ 次回委員会開催予定について 9月1日（火）午後1時30分～
周郷委員長	これをもちまして、令和2年第8回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。